

平成 28 年度事業計画（案）

○ 情報提供の方策

- 1 必要に応じた地域協議会の開催（継続）
必要に応じて、保健所単位レベルでの協議会を開催する。
- 2 広域病院等後発医薬品採用リストの内容更新（継続）
後発医薬品の採用リストについて、協力病院からの情報提供を受けて現状に合せた品目の見直しを行い、県のホームページを更新する。厚生労働省にも情報提供し、ホームページに掲載する。

○ 使用促進に係る環境整備

- 1 県後発医薬品安心使用促進協議会の開催（継続）
後発医薬品のさらなる安心使用の促進に向けた検討を行うため、年度 1 回程度協議会を開催する。
なお、県医療費適正化計画における後発医薬品に関する目標（後発医薬品の数量シェアや普及啓発等の施策）の進捗管理等を含めた検討を行う。
- 2 後発医薬品モニター薬局等調査の実施（継続）
モニター薬局及び医薬品卸売販売業者に係る後発医薬品の調剤・取扱い等についての調査を継続実施する。なお、調査報告書を作成し、県ホームページに掲載する。
- 3 イベント等での啓発活動（継続）
薬と健康の週間のイベント「お薬相談・展示会」等において、後発医薬品に関する啓発活動を行う。
- 4 患者向け啓発用パンフレット等の作成・配布（継続）
ジェネリック医薬品希望シールが付き啓発用リーフレットを、県と協定を締結している栃木銀行、足利銀行の県政情報コーナーにも配置する。
また、平成 26 年度に作成した、患者向け啓発用パンフレット「ジェネリック医薬品の話」の内容を修正し、県民への啓発に活用する。
- 5 診療所医師及び歯科医師、薬局薬剤師の情報交流（継続）
- 6 市町村国保保険者が実施する差額通知等への支援（継続）
栃木県国民健康保険調整交付金の評価の項目に自己負担国民健康軽減額の通知（差額通知）の有無を対象とする。